

## ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業委託仕様書（案）

### 1 事業の目的

本県では、豊かな農林水産資源を活用し、地域の多様な主体がそれぞれの強みを活かして取り組む地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図るため、ふくしま地域産業6次化戦略を策定し、「地域産業6次化」を推進している。

本事業では、地域産業6次化の推進のため、実践者〔地域産業6次化に取り組む農林漁業者等及びその他の事業者（県産農林水産物を活用して地域産業6次化に取り組む者であって、農林漁業者等以外の者）〕からの相談対応と専門家による助言、新商品開発等の支援、関係機関の連携を図るための総合支援窓口として「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置・運営する。

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 3 業務の内容

福島県（以下、「甲」という。）は、本事業の目的を実現するため、本事業の具体的な内容である以下の業務を、受託者（以下、「乙」という。）に委託する。

#### (1) ふくしま地域産業6次化サポートセンターの設置

本県における地域産業6次化の相談・支援拠点である「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置し、以下に定める実務担当者を配置するとともに、令和7年4月中旬までに、各地方（原則、県北・県中・会津・いわきの4地方）に相談窓口を開設すること。

なお、センター名を「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」と表記する。

#### ア 統括企画推進員

委託業務に係る総合的な企画立案を行うとともに、委託業務全体を統括し、業務の実施及び委託関係全般について最終的な責任を負う。

#### イ 企画推進員（地方コーディネーター、原則として複数名配置とする）

委託業務に係る企画立案を行う。また、各地方における農林漁業者等又はその他の事業者の相談を受け付け、専門家等と連携して支援を行う。

#### ウ 経理責任者（統括企画推進員が兼務することも可）

業務に伴う収支を記録し、最終の会計報告を作成する。

#### (2) 専門家派遣による支援

地域産業6次化等に取り組む農林漁業者等及びその他の事業者に対し、ビジネスマッチングやパッケージデザイン等の民間の専門家である地域産業6次化イノベーター（以下、「イノベーター」という。）による個別課題の解決支援として、以下の活動を実施すること。

#### ア 検討委員会の設置・運営（イノベーターの選定等を行う）

イ イノベーターの審査・選定・評価

ウ 相談窓口（個別課題支援）の設置

エ 支援対象者への支援

（相談者カルテ作成、満足度調査、イノベーターの評価、派遣実績の報告を含む）

オ 個別課題解決支援の実施に関する情報発信

### （3）6次化強化支援

ア ふくしま6次化交流会の開催

地域産業6次化等に取り組む農林漁業者等及びその他の事業者が、他の事業者とマッチングできるような人的交流を支援する交流会を開催すること。

イ 地域産業6次化等に関する情報の公開

地域産業6次化等に取り組む農林漁業者等及びその他の事業者が、これらに関する情報にアクセスできるよう、適切な手段で公開すること。

ウ 連携強化のための会議等の開催

各地方の6次化ネットワーク（各農林事務所等）と地域産業6次化に関する支援を実施する関係機関の連携強化を目的とした会議等を開催すること。

エ 専門家による講習会等の開催

マーケットイン思考に基づく商品開発や販路の確保・拡大を目的とした講習会等を年5回以上行い、事業者の商品開発や販路開拓を支援すること。

オ 県実施の6次化推進事業との連携

県が実施する地域産業6次化推進の各事業（ふくしま6次化人材育成事業、ふくしま満天堂ブランド確立推進事業、県産品加工支援センター、ふくしま地域資源活用・地域連携サポートセンター事業）と連携し、6次化等に取り組む農林漁業者等及びその他の事業者への適切な支援につなげること

カ 地域産業6次化推進に係る各種事業計画申請に向けたサポート

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画や農商工等連携事業計画に関する相談がある場合、県と連携して支援すること。

### （4）助成事業の運営

後段（5）及び（6）に記載する事業について、助成事業主担当者を配置し、以下の業務を行うこと。

ア 助成金の交付要綱等の制定・改定

受託者は本事業の実施に際し、助成金の交付の手續等について交付要綱等を定め、担当課長と協議することとする。これを改定しようとするときも同様とする。

イ 助成事業の執行

以下の業務について、実施方法や進捗等を担当課長とその都度協議・報告して進めること。

- ・ 本助成事業（関連事業含む。以下同じ）の周知

- ・ 本助成事業に関する問合せ、意見等への対応
- ・ 本助成事業に関する公募
- ・ 助成事業採択者選定のための審査会の開催、審査委員の選定等
- ・ 助成事業採択者決定に係る業務（申請書の受付、交付決定通知の発出等）
- ・ 助成事業採択者の進捗状況管理、確定検査、支払手続
- ・ その他の事業管理に必要となる事項についての対応

(5) 地域産業6次化ステップアップ強化事業(ソフト)〔6次化新商品開発チャレンジ事業〕

県内の農林漁業者等が、本県産農林水産物を活用した商品の開発又は改良等を行う事業について助成する。

ア 採択件数、上限額、助成率

審査の上5件程度を採択し、10万円以上100万円以内の範囲で対象経費の1/2以内を助成する。

イ 要件等

県内に本拠を置く農林漁業者等に対し、以下に掲げる費用を助成対象とする。

(ア) 商品の開発又は改良に要する次の費用

- ・ 開発製造委託料（試作品の増産費用や原材料費は除く。）
- ・ 専門家等からの助言、指導等に要する費用
- ・ 講習受講、資格習得等の受験に要する費用
- ・ パッケージデザイン開発のための費用（印刷費は除く。）
- ・ 成分分析に要する費用
- ・ 機器のレンタル料

(イ) 商談会等への出展に要する費用

(ウ) 法人設立手続等のために要する費用

(6) 地域産業6次化ビジネスモデル推進事業

地域産業6次化をリードするビジネスモデルの創出を推進するため、各地域の生産者（団体）と県内の加工業者や旅館業、観光業、大学等の多様な主体で構成された団体（コンソーシアム）が行う、主力農林水産物や振興作物・特産品等を活かした新商品や新サービスの開発・創出の取組等を助成する。

ア 採択件数、上限額、助成率

審査の上1件程度を採択し、100万円を上限として対象経費の3/4以内を助成する。

イ 要件等

県内の各地域の生産者（団体）と県内の加工業者や旅館業、観光業、大学等の多様な主体で構成された団体（コンソーシアム）に対し、以下（ア）～（オ）の取組に対して助成するものとし、（ア）の取組は必須、（イ）～（オ）の取組は（ア）の取組に関連したものとする。

- (ア) 主力農林水産物や振興作物・特産品等を活かした新商品や新サービスの開発
- (イ) 新商品や新サービスのテスト販売
- (ウ) 生産者とバイヤーとのマッチング
- (エ) 生産者等と消費者の交流支援
- (オ) その他本事業の実施に必要な取組

#### 4 留意事項

業務の実施に当たっては次の（１）から（５）までを満たすこと。

- （１）乙は、経営発展に取り組む農林漁業者等が求める支援内容に十分対処できるよう、地域資源活用・地域連携中央サポートセンターと適切な連携を図ること。
- （２）乙は、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、支援シート及び相談者カルテ並びにイノベーターの評価に関する情報を適切に整理し、甲に提供すること。
- （３）本事業は特定の農林漁業者等及びその他の事業者、企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、乙及びイノベーターは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないこと。
- （４）乙及びイノベーターは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないこと。また、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- （５）本事業に関する経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。

#### 5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- （１）着手届（第１号様式）
- （２）完了届（第２号様式）
- （３）実績報告書（第３号様式）
- （４）総括責任者通知書（第７号様式）
- （５）再委託等に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）
- （６）その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

#### 6 成果品

委託契約書第11条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- （１）イノベーターの派遣状況、検討委員会及びサポートセンターの運営状況をまとめた報告書（相談内容の記録・報告書等を含む）
- （２）補助事業に関する資料一式
- （３）その他甲が必要と判断したもの

## 7 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する業務を実施しなくなった場合、当該財産を業務の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

## 8 その他

### (1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

### (2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

- (3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

(第1号様式)

## 着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

### 記

1 委託業務名

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

2 委託料の額

金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間

着 手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

(第2号様式)

## 完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

### 記

1 委託業務名

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

2 委託料の額

金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

(第3号様式)

## 実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 業務名  
ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業
- 受託年月日及び金額
- 委託業務の概要
- 委託業務に要した経費

(単位：円)

委託契約額	支出実績額	概算払額	受けるべき 委託金の額

(第7号様式)

令和 年 月 日

## 総括責任者通知書

福島県知事

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで締結した上記委託業務について、下記のとおり届け出  
ます。

### 記

- 委託事業名  
ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業
- 委託期間  
着 手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日
- 総括責任者氏名  
役 職：  
氏 名：  
連絡先：